

安全報告書

2020 年度

- 令和2年度 -

本報告書は、航空法第111条の6、これに基づく航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成しました。



フジビジネスジェット株式会社

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針(規則第221条の6第1号)

当社は、1991年4月に設立した「静岡エアコミュタ株式会社」におけるビジネスジェット部門から新たに航空運送事業および航空機使用事業会社として2020年4月に分社独立いたしました。創業以来の無事故運航記録を堅持し「安全、確実、迅速」の三原則を基本方針として「安全方針および安全に係る行動指針」を定め毎日唱和すると共に、社員全員が常に携帯し、意識を高めることにより、安全運航の堅持・安全文化の醸成に取り組んでいます。

+ **安全方針**
安全は当社の存立基盤です。私たち、一人ひとりが自己の職責とプロ意識をもち安全運航の確保のため、たゆまぬ取り組みを行います。

+ **安全に係る行動指針**

1. 法令・規程を遵守し、基本に忠実に業務を遂行します。
2. 迷ったときは安全を最優先に行動します。
3. 推測に頼らず、必ず確認をします。
4. 情報はもれなく迅速かつ正確に伝え、安全の実現に活かします。

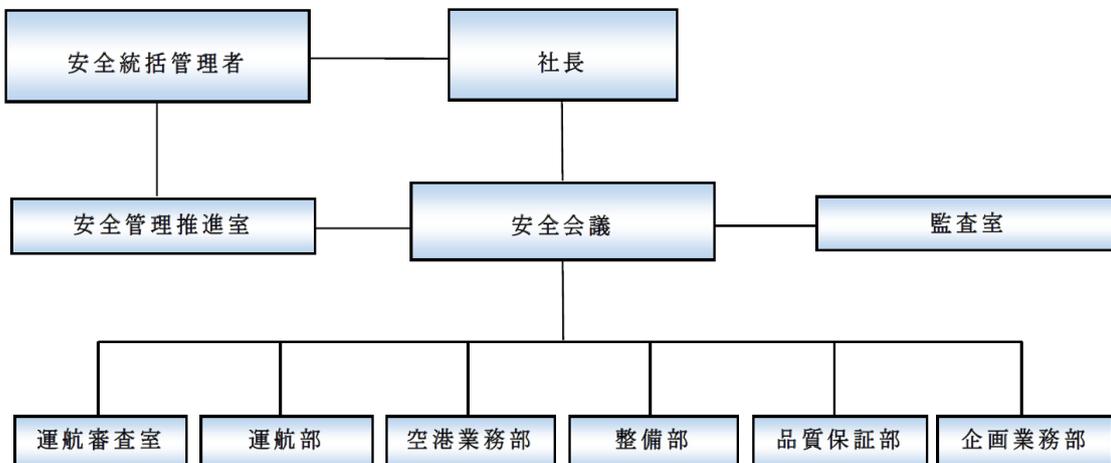
FBJ フジビジネスジェット株式会社

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制(規則第221条の6第2号)

(1) 安全確保に関する組織の情報

① 安全確保に関する組織の関係図

当社の組織は次の通りです。



② 各組織の機能と役割

各組織・人員の機能と役割は次の通りです。

ア 社長

安全管理に関する最終的な責任を有し、経営の最優先事項である安全運航を安全統括管理者(イ)と共に指揮します。

イ 安全統括管理者

安全管理体制の継続的な運営を統括する責任を有し、経営者として社長(ア)を補佐し共に経営資源の活用を図ると共に、安全管理推進室(ウ)と共に会社の安全活動を推進します。

ウ 安全管理推進室 (室長)

安全管理に係る取り組みの実務管理者としての責任を有し、安全統括管理者(イ)を補佐し、会社全体の安全に関する状況を常にモニター把握すると共に、安全会議(キ)を通して その維持および改善を図ります。

エ 監査室 (室長)

安全に係る業務ルールが適切に維持されているかを確認するため、定期および臨時に監査を実施することで 客観的立場から、その維持・改善を各組織に促し解決を図ります。

オ 各部・室 (部長・室長)

各部・室単位における安全環境の維持・向上を図り、安全会議(キ)を中心に常に情報の共有を図り、最善の安全状態を維持します。

カ 全社員

全社員一人ひとりが自己の職責とプロ意識を持ち、安全運航確保のため日々の業務を行っています。

キ 安全会議

(ア)～(オ)のメンバーで構成され、安全管理体制維持の上で重要となる、施策・改善策を討議し、継続的な改善を図るための方針を決定する最高議決会議です。毎月および臨時に開催されています。決議事項については、各部・室 (オ)または安全管理推進室(イ)から適切に全社員(カ)と共有が図られています。

③ 航空機乗組員・整備従事者および運航管理担当者の人数

②に示す通り、当社では全ての社員が運航安全を担っておりますが、直接運航に係る者の人数は次の通りです。(2021年4月時点)

航空機乗組員	:	11名
整備従事者	:	15名
運航管理担当者	:	4名

(2) 日常運航の支援体制に関する情報

① 航空機乗務員、整備従事者および運航管理担当者に係る定期訓練および審査

「運航規程審査要領:空航第 58 号」「整備規程審査要領:空機第 73 号」「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係):空航第 69 号、空機第 68 号」(各改正を含む)に基づき各規程を設定し、航空機乗務員、整備従事者、および運航管理担当者の定期訓練及び審査を実施しています。

※ これら要領の詳細については、国土交通省航空局のホームページをご覧ください。

② 日常における問題点の把握と共有、社内へのフィードバック

航空機乗務員と運航管理・整備部門は、安全な運航を提供するために会社専用の無線回線やネットワーク情報を通して常に運航状況をモニターし、問題が発生した場合はこれらの各部門が迅速に対応できるよう連携しています。また不具合発生時の報告制度や全組織・職場からの「ヒヤリハット」報告制度等が確立され、安全会議では内容の分析・評価・対策を実施します。安全に係るこれらの情報は、日々のブリーフィングや各部で開催する安全ミーティング、安全管理推進室からの安全情報等により 全社員にフィードバックされています。

③ 安全文化醸成のための活動

ア 安全唱和の実践

各部門では、毎朝・会議開始時等に「安全方針および安全に係る行動指針」を全員で唱和し、一人ひとりが航空安全に対する意識レベルの再確認をおこなっています。

イ ヒヤリハット報告制度の活用

オンラインツールを使用したヒヤリハット制度が確立されており、どんなに小さい事象についても「気になった事・ヒヤッとした事」を 24 時間投稿できるシステムを運用しています。受信者は安全管理推進室長が担い、組織や上下関係等の影響を受けず 客観的に事例に対応できるよう運用されています。

ウ 改善提案制度の推進

改善の大小にかかわらず、改善意識の向上は社員の問題意識を高め、安全運航を支える環境をより良く活性化することができます。

エ 情報共有の迅速化

航空安全の維持・向上のため、他社で発生した不具合の情報や関係省庁から発行される報告書等についても、社内へ迅速に情報共有を図り、他山の石として参考にしています。

オ 安全関連外部教育への参加

本年度はコロナ禍の影響もあり オンライン開催が多かったのですが、安全に関する社外セミナーや、講演等積極的に参加を図り、社員の知識および意識の向上を図りました。

(3) 使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	年間平均時間	導入開始年	平均機齢
セスナ・サイテーション CJ2+	2	8席	250 時間	2014 年	14 年
ダッソー・ファルコン 2000LXS	1	12 席	200 時間	2018 年	5 年



セスナ・サイテーション CJ2+



ダッソー・ファルコン 2000LXS

3. 法第111条の4の規程による報告(規則第221条の6第3号)

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故・重大インシデント及びその他安全上のトラブル)の発生状況

同規程に定めるトラブルは発生していません。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置(規則第221条の6第4号)

(1) 航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置

本年度は、離陸直後の異音の発生および、操縦室内計器へのメッセージ表示により、出発飛行場に戻る事例(エアターンのバック:ATB)が2例発生しました。いずれの事例も目的地までの継続飛行は可能でしたが、出発飛行場(富士山静岡空港)に戻る判断をしました。共に機体の点検および必要な処置を実施し、監督官庁へ報告の上、再出発いたしました。その後、同種事例の発生を防止するための処置として他の機体検査も実施し、安全であることを確認しています。

(2) 事業改善命令、厳重注意、その他文書による行政処分、行政指導を受けた場合の措置

本事例はいずれも発生していません。

(3) 安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置

ア 規程・規定類の改定

2020年9月の自主点検において、運航乗務員の勤務後のアルコールチェックの要否について航空運送事業の場合と航空機使用事業の場合では異なる運用がなされていました。運用は定められた通り適切に行われていましたが、ヒューマンエラー発生防止の観点から航空運送事業と航空機使用事業を区別せず、全ての運航において前後共にアルコールチェックを実施するように規定を変更しました。また、会社が航空運送事業の運航の安全及び業務の円滑な遂行を行うために作成した安全管理規程を、より明確かつ詳細に全面改訂しました。

イ 安全指標・安全目標値の設定

毎年度、国土交通省航空局へ安全指標・安全目標を届出し、全組織で目標を達成すべく取り組んでいます。今年度は毎月開催の安全会議で、都度安全目標値・実績値を評価し、必要により対策を講じることにより、全ての目標値を達成することができました。

安全指標	目標値	実績値
・航空事故及び重大インシデントの発生件数	0件	0件
・イレギュラー運航の発生件数	0件	0件
・外部機関で開催されるセミナー・教育等への参加	10件	18件
・ヒヤリハットレポートの構築と活性化	15件	24件
・本邦安全情報システムへの当社ヒヤリハット事例の紹介	5件	5件

【2020年度の総括】

独立初年度として、事業および訓練フライト総数 約 850 便のフライトを、全便安全運航することができました。

安全運航は当社の存立基盤であり、お客様を安全に目的地までお運びすることが当社の責務です。航空安全は会社で働く者一人ひとりが、普段からコツコツと積み上げていくものであり、結果に満足せず、常に気持ちを新たにに取り組んでいくことが重要だと考えています。

2021年度も目標を定め、全社一丸となって取り組んでいきます。また2021年度は整備部門において国土交通省から認定事業場の資格を取得いたします。

お客様に「安全・確実・迅速」なサービスが提供できるよう、更なる品質管理体制の強化を図って参ります。